

証券コード 2432
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役社長兼CEO 守 安 功

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、平成27年6月19日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、ご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

ご所有のパソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類または議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、後記2頁から3頁を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年6月20日（土曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階 TKPガーデンシティ品川 ボールルーム
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
- 1 第17期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第17期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

（次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。）

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

【議決権の行使等についてのご案内】

1. インターネット開示事項について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://dena.com/jp/ir/>）に掲載しているため、後記4頁以下の添付書類には記載しておりません。

2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://dena.com/jp/ir/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

3. インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

（1）議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）（※）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

（※）「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④ インターネットによる議決権行使は、平成27年6月19日（金曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

（2）インターネットによる議決権行使方法について

① 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(5) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

4. 機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・ 電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

連結業績概要

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比増減率
売上収益	181,313	142,419	△21.5%
営業利益	53,198	24,764	△53.4%
税引前当期利益	54,920	28,443	△48.2%
親会社の所有者に 帰属する当期利益	31,661	14,950	△52.8%

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業部門に改善がみられる等、緩やかな回復基調が続きました。また海外景気の下振れなどが、景気を下押しするリスクとなっております。

世界的にスマートフォンの普及が進んでおり、平成26年における世界のスマートフォン出荷台数は13億台となりました（米国IDC調べ）。平成26年12月末における国内のスマートフォン契約数も6,544万件に拡大しています（株式会社MM総研調べ）。

このような状況の下、当社グループは、グローバルインターネットプレイヤーとして企業価値を持続的に向上させる事業基盤を構築すべく、コスト管理の徹底を図りながら、既存事業の強化と成長事業の創出に向けた必要な投資を積極的に行っていく方針を立て、取り組みを進めてまいりました。

売上収益は、主力事業である国内ゲーム事業の売上収益が減少したことから前連結会計年度比で減少いたしました。一方、費用面では、ゲーム内課金の決済関連費用等の変動費の減少と販売促進費・広告宣伝費をはじめとしたコストコントロールにより、売上原価、販売費及び一般管理費ともに前連結会計年度比で減少いたしました。

以上の結果、当社グループの売上収益は142,419百万円（前連結会計年度比21.5%減）、営業利益は24,764百万円（同53.4%減）、税引前当期利益は28,443百万円（同48.2%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は14,950百万円（同52.8%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

セグメント別売上収益

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比 増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比	
ソーシャルメディア事業	155,871	86.0%	115,511	81.1%	△25.9%
E C 事 業	18,733	10.3%	18,655	13.1%	△0.4%
そ の 他	6,708	3.7%	8,252	5.8%	23.0%
合 計	181,313	100.0%	142,419	100.0%	△21.5%

(一) ソーシャルメディア事業

ソーシャルメディア事業の売上収益は、115,511百万円（前連結会計年度比25.9%減）、セグメント利益は30,508百万円（同46.6%減）となりました。国内ゲーム事業では、ゲーム内仮想通貨（コイン）の消費高は1,490億円（同23%減）となりました。既存タイトルでの利用低下を新規タイトルで補うまでには至りませんでした。平成26年9月下旬にリリースした有力IP（知的財産）を用いたタイトルが順調に成長するなど、アプリ市場向けタイトルのコイン消費が大きく拡大しました。海外ゲーム事業では、欧米向けには提供タイトルのジャンルの拡充を進めました。中国市場では有力IPを活用したタイトルの利用が大きく伸長しました。また平成27年3月17日には、任天堂株式会社とグローバル市場を対象にしたスマートデバイス向けゲームアプリの共同開発・運営及び多様なデバイスに対応した会員制サービスの共同開発に関する業務・資本提携について合意いたしました。電子マンガ雑誌「マンガボックス」、仮想ライブ空間「SHOWROOM」ではユーザ、コンテンツ双方の裾野が広がりました。

(二) EC事業

EC事業の売上収益は18,655百万円（前連結会計年度比0.4%減）、セグメント利益は3,017百万円（同20.6%減）となりました。ショッピングサービスにおいては、総合ショッピングサイト「DeNAショッピング」（「auショッピングモール」を含む。）を中核に食料品・日用品分野での取り組みに注力しました。ショッピング取扱高は642億円（同11%増）となりました。株式会社ペイジェントが提供する決済代行サービス及び「DeNAトラベル」等の旅行代理店サービスの取扱高は増加しました。オークションサービスにおいては、オークションサイト「モバオク」（「auモバオク」を含む。）の有料会員数は減少しました。

(三)その他

その他の事業の売上収益は8,252百万円（前連結会計年度比23.0%増）、セグメント損失は2,555百万円（前連結会計年度は1,925百万円の損失）となりました。株式会社横浜DeNAベイスターズは、主催試合の入場者数が増加し好調に推移しました。また、中長期で成長する構造的な強みを持つ事業を創出するべく、新たにヘルスケア及びキュレーションプラットフォーム（注）分野への取り組みを進めました。

（注）インターネット上に散在する情報を、独自の観点で目利きするキュレーターと呼ばれる人たちが、各自が興味をもつテーマについてひとつにまとめあげ、公開するサービス

② 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、当連結会計年度にiemo株式会社の株式2,996株（発行済株式数の88.9%）及び株式会社ペロリの株式16,667株（発行済株式数の100.0%）を取得いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、当連結会計年度に当社のヘルスケア事業を簡易吸収分割により当社の連結子会社である株式会社DeNAライフサイエンスに承継いたしました。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

当社グループは、Delight and Impact the Worldをミッションとして掲げ、グループ全体で各種の経営施策に取り組んでおります。このミッションに基づき、中長期的な成長を図るため、平成28年3月期を、グローバルインターネットプレイヤーとして企業価値を持続的に向上させる事業基盤を強化する事業年度と位置付け、以下の課題に対処してまいります。

(一) ゲーム事業における複数のヒットタイトルの創出及び収益力の強化

モバイル向けゲームの事業領域においては、スマートフォンでゲームを楽しむことが一般化したことに伴い、アプリ市場において継続的にヒットタイトルを創出し、ブラウザ市場での収益力低下を補う体制を構築することが必要な状況となっております。

このような事業環境は、ゲームの企画・運営等でノウハウの蓄積がある当社グループの強みを発揮できるチャンスと考えております。当社グループでは、アプリ市場においては、優良コンテンツのラインナップを充実させ、継続的にヒットタイトルを提供するための取り組みを引き続き強化するとともに、ブラウザ市場においても、ユーザの利用を維持及び活性化するための施策に取り組んでまいります。

(二) 海外事業の収益力強化に向けた取り組み

当社グループは、海外におけるモバイル向けゲームの事業領域拡大を見据え、積極的な海外事業展開を図ってまいりました。今後も、引き続き、海外事業を事業戦略上の重点分野のひとつとして位置付け、その事業拡大と収益力強化のため、適切な費用管理をしながら提供するゲームジャンルの多様化や地域に応じたコンテンツの最適化などの取り組みを行ってまいります。

(三) 収益基盤の多様化に向けた新規事業への取り組み

当社グループは、設立以来、変化の速いインターネット市場の動向をいち早く捉えて様々な事業を創出し、中核事業を変遷させながら企業価値を向上させてきました。今後も、当社グループの中長期かつ持続的な成長を実現するため、モバイルインターネット及び当社の強みを発揮できるその他の事業領域において、これまでの事業で蓄積した知見やノウハウなどを活かしつつ、他の企業との協業やM&Aなど多様な戦略オプションを用いながら迅速かつ効率的にビジネスを立ち上げ、市場の変化に柔軟に対応できる収益基盤の多様化及び経営基盤の強化に取り組んでまいります。

(四) 新しい技術への対応

スマートフォンに代表される高機能モバイル端末の普及が世界的に進み、新たなサービスが相次いで展開される中で、事業展開をより有利に進めるためには、新端末や新技術への対応を迅速に進めることが重要であります。当社グループは、これらの新しい潮流を確実に捉えて積極的な対応を図るべく、エンジニアの採用・育成等に取り組んでまいります。

(五) サイトの安全性・健全性強化の取り組み及びユーザの適正利用環境の整備

SNS機能やインターネットオークション、ショッピングを提供するサービスにおいて、当社グループは、コミュニティや取引の場を提供する立場から、ユーザが安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を維持・強化していくことが必要であると考えており、システム面・人員面の双方において体制の充実を図り、健全性維持・向上の取り組みを行ってまいります。

また、当社グループが提供するゲームその他のコンテンツをより安心して楽しめるよう、利用環境を維持・向上させていくことが重要であると考えており、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）等との連携も図りながら、ユーザの適正利用環境の整備のために必要な施策を検討・実施してまいります。

(六) 知名度・コーポレートブランド価値の向上

当社グループの提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービス自体が利用者の皆様に愛されるものであることに加え、各サービスの知名度やグループ全体のコーポレートブランド価値の向上も不可欠であると考えております。事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、当社グループでは、今後も、費用対効果を見極めながら広告宣伝活動及び広報活動を含むブランド戦略に積極的に取り組んでまいりの方針です。

(七) 業容の拡大に対応した組織力及びコーポレート・ガバナンス等の強化

当社グループは、引き続き、国内外でさらなる事業領域の拡大を推進する方針です。これに対応して、社員のモチベーションを引き出す人事制度の構築や権限委譲の促進、専門分野を有するエキスパートの採用強化等を通じて組織力の強化に取り組んでまいります。

また、経営の公正性・透明性を確保するため、コーポレートガバナンス・コードの精神を十分に踏まえた上で、コーポレート・ガバナンスを強化する各種の施策に取り組むとともに、内部統制システムの強化並びに倫理憲章及びグループ行動規範の徹底を通じたグループ全体の企業倫理の一層の向上及びコンプライアンス体制の充実・強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第14期 (平成24年3月期)		第15期 (平成25年3月期)	第16期 (平成26年3月期)	第17期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高又は 売上収益	145,729	146,501	202,467	181,313	142,419
営業利益	63,415	60,262	76,840	53,198	24,764
税金等調整前 当期純利益又は 税引前当期利益	64,165	60,349	79,215	54,920	28,443
当期純利益又は 親会社の所有者に帰属する当期利益	34,485	31,137	45,581	31,661	14,950
1株当たり 当期純利益又は 基本的1株当たり当期利益(円)	235.25	213.13	333.34	242.56	115.35
総資産又は 資産合計	152,486	153,223	194,784	197,325	218,529
純資産又は 資本合計	98,361	98,045	123,676	145,555	164,502

- (注) 1. 第15期より国際会計基準(IFRS)を適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第14期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
2. 日本基準の数値は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社モバオク	200百万円	66.6%	オークション・ショッピングサイトの運営
株式会社ページェント	400百万円	50.0%	インターネット・モバイル端末上での電子商取引に係る決済代行事業
株式会社エアーリンク	100百万円	100.0%	旅行代理店事業、保険代理店事業
株式会社エブリスタ	800百万円	70.0%	モバイル端末上でのUGCサービスの運営
株式会社横浜DeNAベイスターズ	100百万円	97.7%	プロ野球球団の運営
株式会社DeNAライフサイエンス	485百万円	100.0%	遺伝子検査サービス
DeNA Global, Inc.	602,506千米ドル	100.0%	海外におけるソーシャルメディア事業の運営
ngmoco, LLC	233,485千米ドル	100.0% (100.0%)	同上
WAPTX LTD.	23,817千米ドル	99.0%	同上

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合の内数です。

(4) 主要な事業内容

事 業 区 分	サ ー ビ ス の 種 類 (サ ー ビ ス 展 開 地 域)
ソーシャルメディア事業	ソーシャルメディア関連サービス（日本国内及び海外） 主要サービス等：「Mobage」等
E C 事 業	eコマース関連サービス等（日本国内） 主要サービス等：「DeNAショッピング」、「DeNAトラベル」、「モバオク」、決済代行サービス等
そ の 他	その他のサービス等（日本国内） 主要サービス等： プロ野球球団の運営「横浜DeNAベイスターズ」 ヘルスケア事業「MYCODE」等 キュレーションプラットフォーム事業「iemo」、「MERY」等

(5) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社 及 び 初 台 オ フ ィ ス	東京都渋谷区
新潟カスタマーサポートセンター	新潟県新潟市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社モバオク	東京都渋谷区
株式会社ペイジェント	東京都渋谷区
株式会社エアーリンク	東京都新宿区
株式会社エブリスタ	東京都渋谷区
株式会社横浜DeNAベイスターズ	神奈川県横浜市
株式会社DeNAライフサイエンス	東京都渋谷区
DeNA Global, Inc.	米国カリフォルニア州
ngmoco, LLC	米国カリフォルニア州
WAPTX LTD.	英国領西インド諸島グランドケイマン島

(6) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
ソ ー シ ャ ル メ デ ィ ア 事 業	1,421名	△69名
E C 事 業	365名	25名
そ の 他	161名	93名
全 社 (共 通)	477名	178名
合 計	2,424名	227名

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者13名を含んでおります。
2. 従業員数には臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員(1,158名)は含んでおりません。
3. 全社(共通)は管理部門の従業員数であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,900,000株
(2) 発行済株式の数 129,659,347株（自己株式21,150,686株を除く。）
(3) 株主数 46,362名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
南場 智子	19,733,600	15.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,398,300	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,126,400	3.95
川田 尚吾	4,029,000	3.11
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	3,876,389	2.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,940,000	2.27
JPMCB NA ITS LONDON CLIENTS AC MORGAN STANLEY AND CO INTERNATIONAL LIMITED	2,855,800	2.20
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,516,747	1.94
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,616,986	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,580,100	1.22

- (注) 1. 当社は、自己株式21,150,686株（株式付与ESOP信託口が保有する当社株式570,102株を含む）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式21,150,686株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年3月17日付で任天堂株式会社との間で業務及び資本の提携に関する契約を締結し、それに基づき、平成27年4月2日を払込期日として同社を対象とする第三者割当による自己株式の処分（普通株式15,081,000株、自己株式を除く発行済株式数の11.63%）を行いました。これにより任天堂株式会社は、新たに当社の主要株主に該当することとなりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第3回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日	平成22年6月26日	平成23年6月3日	平成24年5月25日	平成25年5月9日	平成26年5月22日
保有者数	取締役4名	取締役4名	取締役4名	取締役4名	取締役4名
新株予約権の数	40,000個	34,560個	76,372個	68,036個	158,100個
新株予約権の 目的である 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の 目的である 株式の数	40,000株	34,560株	76,372株	68,036株	158,100株
新株予約権の 発行価額	1個当たり 2,006円(注)	1個当たり 2,777円(注)	1個当たり 1,257円(注)	1個当たり 1,411円(注)	1個当たり 1,012円(注)
新株予約権の行使に際して 出資される 財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の 行使期間	平成22年7月21日～ 平成52年7月20日	平成23年6月21日～ 平成53年6月20日	平成24年6月12日～ 平成54年6月11日	平成25年5月25日～ 平成55年5月24日	平成26年6月7日～ 平成56年6月6日
新株予約権の 主な行使条件	①新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。				

- (注) 1. 上記の新株予約権の発行価額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
2. 表中の「取締役」には、社外取締役は含みません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

① 取締役及び監査役に関する事項

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
春 田 真	取締役会長兼執行役員	
守 安 功	代表取締役社長兼執行役員 最高経営責任者（CEO） IPプラットフォーム事業本部長	DeNA Global, Inc. 取締役会長 株式会社エブリスタ代表取締役社長
南 場 智 子	取締役兼執行役員	
川 崎 修 平	取締役兼執行役員最高技術責任者	
小 林 賢 治	取締役兼執行役員 マルチリージョンゲーム事業本部長	
鳩 山 玲 人	取締役	株式会社サンリオ常務取締役 Sanrio, Inc. 取締役会会長
渡 辺 武 経	常勤監査役	
飯 田 善	監査役	弁護士
藤 川 久 昭	監査役	青山学院大学法学部教授 弁護士
近 藤 幸 直 ※	監査役	

- (注) 1. ※は平成26年6月21日開催の第16回定時株主総会において新たに就任した監査役を示します。
2. 取締役のうち、鳩山玲人氏は、社外取締役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役渡辺武経氏、飯田善氏及び藤川久昭氏は、社外監査役であり、当社は社外監査役全員を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役飯田善氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度末後における取締役の地位及び担当の主な変更は次のとおりです。

氏 名	変更年月日	変更後の地位及び担当	変更前の地位及び担当
守 安 功	平成27年 4月1日	代表取締役社長兼執行役員 最高経営責任者（CEO） IPプラットフォーム事業本部長	代表取締役社長兼執行役員 最高経営責任者（CEO） IPプラットフォーム事業本部長
小 林 賢 治	平成27年 4月1日	取締役兼執行役員 経営企画本部長	取締役兼執行役員 マルチリージョンゲーム事業本部長

② 社外役員に関する事項
(一) 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況 等
取 締 役	鳩 山 玲 人	当事業年度開催の取締役会16回中16回に出席し、エンターテインメントビジネスの分野における海外事業の展開に関する豊富な経営経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	渡 辺 武 経	当事業年度開催の取締役会16回中14回、監査役会12回中10回に出席し、インターネットを利用したサービスに関する豊富な経営経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	飯 田 善	当事業年度開催の取締役会16回中16回、監査役会12回中12回に出席し、財務及び会計に関する知見、また、弁護士として培われた専門的な知識及び経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 川 久 昭	当事業年度開催の取締役会16回中16回、監査役会12回中12回に出席し、雇用・労働分野における豊富な経験と学識、弁護士として培われた専門的な知識及び経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(二) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに、1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

(三) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役鳩山玲人氏は、株式会社サンリオの常務取締役を兼務しておりますが、同社及びその子会社である株式会社サンリオウェーブと当社との間には、キャラクター等の利用許諾に関する取引があります。また、同氏はSanrio, Inc. 取締役会会長を兼務しておりますが、同社と当社との間に開示すべき取引関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	466百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	21百万円 (17百万円)
合 計	10名	487百万円

(注) 上記の報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権(取締役160百万円)を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 71百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 89百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断される場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築に関し、以下のとおりその基本方針を決議しております。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理憲章及びグループ行動規範を定めて取締役及び従業員に周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。当社グループ全ての取締役及び従業員は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることとする。

コンプライアンス体制の構築・維持については、経営企画部門を責任部署とする。経営企画部門は、企業倫理及び法令遵守に関する社内研修を実施する。ただし、個人情報保護に関する法令等への対応については、個人情報取扱事業者である当社にとって重要度が高いため、代表取締役を委員長とする個人情報管理委員会の専管事項とする。内部監査部門は、業務が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。

当社は、法令遵守上疑義のある行為等について社内担当者または社外の弁護士に相談、報告を行う内部通報制度を適切に運用する。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、経営企画部門を担当する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。

責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、代表取締役を議長とし、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が出席する経営会議において行う。

リスク管理規程及び緊急時危機管理マニュアルの運用、その他全社的なリスク管理体制の整備については、経営企画部門を担当する取締役を担当役員とし、経営企画部門を責任部署とする。ただし、情報セキュリティ及び個人情報管理にかかるリスクについてはそれぞれ代表取締役を委員長とする委員会において管理体制の強化を図る。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、経営会議を週1回開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理に関しては、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については日次、週次で進捗管理を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ行動規範を制定し、当社グループに適用する行動基準として位置づける。

子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。

子会社の事業運営については、当社の担当事業本部が主管部署となり、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、子会社管理規程に基づいて経営企画部門がその任に当たる。

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに重要事項についての事前協議を行う。

内部監査部門は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
社内規程に基づき、内部監査部門の従業員が、必要に応じて監査役を補助する。
7. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、内部監査部門の従業員は、その要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、人事異動及び人事評価には、常勤監査役の同意を必要とする。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
代表取締役は、本基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
取締役会は、代表取締役が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社の「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、携帯電話やPC等におけるインターネットサービスをはじめとする当社グループの事業の全体に係る幅広い知識と豊富な経験を有し、また当社を支える株主、従業員、ユーザ、取引先、広告主、地域社会等の様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、企業価値及び株主共同の利益を中長期的に最大化できる者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株主は、当社株式の自由な取引を通じて決定されるものである以上、特定の買付者等による買付等に応じるか否かについても、最終的には株主の判断に委ねられるべきものです。しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に必ずしも資しないと評価されるべきものもあります。

当社は、このような大量買付等を行う買付者等は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、法令及び定款によって許容される限度において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する相当の措置を講じてまいります。

7. 会社の状況に関するその他の重要な事項

当社は、平成27年3月17日付で任天堂株式会社との間で業務及び資本の提携に関する契約を締結し、それに基づき、平成27年4月2日を払込期日として、同社を対象とする第三者割当による自己株式の処分（普通株式15,081,000株、発行済株式数の10.00%）を行うとともに、同社が保有する自己株式（普通株式1,759,400株、発行済株式数の1.24%）を第三者割当の方法により取得いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額及び比率については、特段の注記のない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(平成27年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	114,127	流 動 負 債	51,142
現金及び現金同等物	68,724	買掛金及びその他の短期債務	22,858
売掛金及びその他の短期債権	34,958	未 払 法 人 所 得 税	2,419
その他の短期金融資産	1,104	その他の短期金融負債	13,368
その他の流動資産	9,342	その他の流動負債	12,497
非 流 動 資 産	104,401	非 流 動 負 債	2,885
有形固定資産	2,958	非 流 動 の 引 当 金	834
の れ ん	53,111	その他の長期金融負債	10
無 形 資 産	19,241	その他の非流動負債	2,040
持分法で会計処理している投資	8,761	負 債 合 計	54,027
その他の長期金融資産	17,720	資 本	
繰 延 税 金 資 産	2,517	親会社の所有者に帰属する資本合計	157,210
その他の非流動資産	94	資 本 金	10,397
		資 本 剰 余 金	9,650
		利 益 剰 余 金	163,229
		自 己 株 式	△43,918
		その他の資本の構成要素	17,851
		非 支 配 持 分	7,293
		資 本 合 計	164,502
資 産 合 計	218,529	負 債 及 び 資 本 合 計	218,529

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金 額
売 上 収 益		142,419
売 上 原 価		△56,645
売 上 総 利 益		85,773
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		△59,302
そ の 他 の 収 益		697
そ の 他 の 費 用		△2,405
営 業 利 益		24,764
金 融 収 益		3,228
金 融 費 用		△131
持分法で会計処理している関連会社の純利益(純損失)に対する持分		582
税 引 前 当 期 利 益		28,443
法 人 所 得 税 費 用		△12,402
当 期 利 益		16,041
以 下 に 帰 属 す る 当 期 利 益		
当 期 利 益：親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属		14,950
当 期 利 益：非 支 配 持 分 に 帰 属		1,091
合 計		16,041

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
平成26年4月1日現在	10,397	10,965	153,072	△44,290	10,456
当期利益	—	—	14,950	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	7,358
当期包括利益合計	—	—	14,950	—	7,358
所有者への分配として認識した配当	—	—	△4,792	—	—
自己株式取引による増加(減少)	—	△250	—	373	△101
株式報酬取引による増加(減少)	—	411	—	—	138
非支配持分の取得及び処分等	—	—	—	—	—
関連会社に対する所有者持分の変動	—	△1,476	—	—	—
平成27年3月31日現在	10,397	9,650	163,229	△43,918	17,851

	親会社の所有者 に帰属する資本 合計	非支配持分	資本合計
平成26年4月1日現在	140,600	4,955	145,555
当期利益	14,950	1,091	16,041
その他の包括利益	7,358	456	7,814
当期包括利益合計	22,308	1,548	23,855
所有者への分配として認識した配当	△4,792	△150	△4,942
自己株式取引による増加(減少)	21	—	21
株式報酬取引による増加(減少)	549	—	549
非支配持分の取得及び処分等	—	940	940
関連会社に対する所有者持分の変動	△1,476	—	△1,476
平成27年3月31日現在	157,210	7,293	164,502

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月20日

株式会社ディー・エヌ・エー

取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 修 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 慎 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 愛 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディー・エヌ・エーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ディー・エヌ・エー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度に係る連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社ディー・エヌ・エー 監査役会

常勤監査役 渡 辺 武 経 ⑩

監 査 役 飯 田 善 ⑩

監 査 役 藤 川 久 昭 ⑩

監 査 役 近 藤 幸 直 ⑩

（注）監査役渡辺武経、飯田善及び藤川久昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	76,584	流 動 負 債	23,800
現 金 及 び 預 金	44,915	未 払 金	18,985
売 掛 金	22,679	未 払 法 人 税 等	1,735
繰 延 税 金 資 産	939	前 受 金	1,371
関係会社短期貸付金	3,477	賞 与 引 当 金	354
そ の 他	4,586	そ の 他	1,354
貸 倒 引 当 金	△12	固 定 負 債	785
固 定 資 産	51,612	資 産 除 去 債 務	785
有 形 固 定 資 産	1,851	負 債 合 計	24,585
建 物	2,014	純 資 産 の 部	
減 価 償 却 累 計 額	△823	株 主 資 本	98,884
工 具、器 具 及 び 備 品	4,213	資 本 金	10,397
減 価 償 却 累 計 額	△3,553	資 本 剰 余 金	10,507
無 形 固 定 資 産	6,187	資 本 準 備 金	10,382
商 標	162	そ の 他 資 本 剰 余 金	124
ソ フ ト ウ ェ ア	5,279	利 益 剰 余 金	121,897
ソフトウェア仮勘定	653	そ の 他 利 益 剰 余 金	121,897
そ の 他	92	繰 越 利 益 剰 余 金	121,897
投資その他の資産	43,574	自 己 株 式	△43,918
投 資 有 価 証 券	4,325	評価・換算差額等	4,121
関係会社株式	25,140	その他有価証券評価差額金	4,121
関係会社出資金	6,902	新 株 予 約 権	606
関係会社長期貸付金	1,876		
差 入 保 証 金	4,752		
繰 延 税 金 資 産	409		
そ の 他	299		
貸 倒 引 当 金	△130		
資 産 合 計	128,195	純 資 産 合 計	103,610
		負 債 純 資 産 合 計	128,195

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		108,816
売上原価		△35,425
売上総利益		73,391
販売費及び一般管理費		△46,811
営業利益		26,581
営業外収益		
受取利息	72	
受取配当金	299	
契約に基づく債務消滅益	361	
償却債権取立益	33	
為替差益	2,202	
投資事業組合運用益	578	
その他	191	3,736
営業外費用		
その他	△4	△4
経常利益		30,313
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	33	
新株予約権戻入益	20	71
特別損失		
固定資産除売却損	△673	
投資有価証券評価損	△71	
関係会社株式評価損	△55,090	△55,833
税引前当期純損失		△25,449
法人税、住民税及び事業税	△9,657	
法人税等調整額	△621	△10,279
当期純損失		△35,728

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成26年4月1日残高	10,397	10,382	538	10,920	162,418	△44,290	139,445
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,792	—	△4,792
当期純損失	—	—	—	—	△35,728	—	△35,728
自己株式の処分	—	—	6	6	—	373	378
分割型の会社分割による減少	—	—	△419	△419	—	—	△419
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△413	△413	△40,521	373	△40,561
平成27年3月31日残高	10,397	10,382	124	10,507	121,897	△43,918	98,884

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成26年4月1日残高	1,978	569	141,991
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△4,792
当期純損失	—	—	△35,728
自己株式の処分	—	—	378
分割型の会社分割による減少	—	—	△419
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,143	37	2,180
当期変動額合計	2,143	37	△38,381
平成27年3月31日残高	4,121	606	103,610

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月20日

株式会社ディー・エヌ・エー
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 修 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 田 慎 司 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本 間 愛 雄 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディー・エヌ・エーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社ディー・エヌ・エー 監査役会

常勤監査役 渡 辺 武 経 ㊞

監 査 役 飯 田 善 ㊞

監 査 役 藤 川 久 昭 ㊞

監 査 役 近 藤 幸 直 ㊞

（注）監査役渡辺武経、飯田善及び藤川久昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

当社は、事業の成長や経営体質の強化により企業価値を継続的に向上させ、株主利益に貢献していくことを重要な経営課題と認識しており、配当による利益還元につきましては、この度、毎期の業績等を勘案しながら、連結配当性向15%あるいは当社普通株式1株当たり年間配当額20円のいずれか高い方を下限とし、また、将来的には連結配当性向30%を目指し、継続的な配当を実施する基本方針といたしました。

第17期の期末配当につきましては、当連結会計年度の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを勘案のうえ、上記基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円を配当させていただきたいと存じます。

この場合の配当総額は2,604,588,980円となります。

(注) 上記金額には株式付与ESOP信託口が保有する当社株式への配当11,402,040円を含めており、これを除いた場合の配当総額は2,593,186,940円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日とさせていただきたいと存じます。

〈参考〉

直近4事業年度の1株当たり期末配当金の推移

期	実 績			処分案
	第14期	第15期	第16期	第17期 (当事業年度)
金 額	36円	50円	37円	20円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、定款の一部変更を行うものであります。なお、現行定款第26条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第26条 (省略) 2. 当会社は、 <u>社外</u> 取締役との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2. 当会社は、取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役 of 責任免除) 第34条 (省略) 2. 当会社は、 <u>社外</u> 監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役 of 責任免除) 第34条 (現行どおり) 2. 当会社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第3号議案 取締役5名選任の件

現任取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、春田真氏、小林賢治氏は退任いたします。つきましては、現任取締役4名（うち1名は社外取締役）に、新任社外取締役1名を加えた取締役5名の選任をお願いするものであります。

今回の選任により、業務執行取締役が5名から3名となるのに対して、社外取締役は1名から2名となり、社外取締役の構成比率の高いコーポレート・ガバナンス体制となります。また、様々な業種の経営経験者を招聘することにより、取締役会における多様性を更に高め、意思決定及び審議の充実を図ってまいります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位、担当または重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
1	もり やす いさお 守 安 功 (昭和48年9月21日生)	平成10年4月 日本オラクル株式会社入社 平成11年11月 当社入社 平成16年4月 当社モバイル事業部長 平成18年6月 当社取締役モバイル事業部長兼Webコマース事業部管掌 平成19年4月 当社取締役ポータル・コマース事業部長 平成21年4月 当社取締役兼執行役員最高執行責任者(COO) 平成21年5月 当社取締役ポータル事業本部長兼執行役員最高執行責任者(COO) 平成22年4月 当社取締役ソーシャルメディア事業本部長兼執行役員最高執行責任者(COO) 平成23年6月 当社代表取締役社長兼執行役員ソーシャルメディア事業本部長 平成23年7月 当社代表取締役社長兼執行役員ソーシャルプラットフォーム事業本部長 平成23年7月 DeNA Global, Inc. 取締役会長(現任) 平成24年4月 当社代表取締役社長兼執行役員 平成25年4月 当社代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者(CEO) Mobage統合事業本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者(CEO) 平成26年7月 当社代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者(CEO) IPプラットフォーム事業本部長 平成27年3月 株式会社エブリスタ代表取締役社長(現任) 平成27年4月 当社代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者(CEO) IPプラットフォーム事業部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エブリスタ代表取締役社長 DeNA Global, Inc. 取締役会長	350,263株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位、担当または重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
2	なん ば とも こ 南 場 智 子 (昭和37年4月21日生)	昭和61年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン入社 平成2年6月 ハーバード大学経営大学院修士号取得 平成8年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン パートナー 平成11年3月 有限会社ディー・エヌ・エー設立、取締役 平成11年8月 株式会社ディー・エヌ・エーに組織変更、 代表取締役 平成16年9月 当社代表取締役社長 平成17年6月 株式会社モバオク代表取締役社長 平成20年1月 DeNA Global, Inc. 取締役会長 平成21年4月 当社代表取締役社長兼執行役員最高経営責 任者 (CEO) 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社取締役兼執行役員 (現任)	19,756,686株
3	かわ さき しゅう へい 川 崎 修 平 (昭和50年11月15日生)	平成16年4月 当社入社 平成19年4月 当社ポータル・コマース事業部システム部 平成19年6月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役兼執行役員最高技術責任者 (CTO) 平成23年6月 当社取締役兼執行役員最高技術責任者 (現 任)	6,463株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位、担当または重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
4	はと やま れ ひと 鳩 山 玲 人 (昭和49年1月12日生)	平成9年4月 三菱商事株式会社入社 平成20年5月 株式会社サンリオ入社 平成20年6月 ハーバード大学経営大学院修士号取得 平成20年10月 Sanrio GmbH支配人（現任） 平成22年6月 株式会社サンリオ取締役 平成23年12月 Mister Men Ltd. C.E.O（現任） 平成25年4月 株式会社サンリオ常務取締役（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任） 平成25年12月 Sanrio, Inc. 取締役会会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社サンリオ常務取締役 Sanrio, Inc. 取締役会会長	2,000株
※ 5	おお つか ひろ ゆき 大 塚 博 行 (昭和43年9月1日生)	平成4年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成13年4月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 同社ヴァイス プレジデント 平成14年2月 ラザードフレール エル エル シー（現 ラザード リミテッド）入社 平成16年1月 同社ディレクター 平成18年1月 同社マネージングディレクター 平成18年4月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 同社ディレクター 平成23年3月 株式会社ツバキ・ナカシマ取締役（現任） 平成24年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター（現任） 平成25年1月 ディバーシー株式会社（現 シーバイエス株式会社）取締役（現任） 平成27年1月 カーライル・グループ パートナー（現任） (重要な兼職の状況) カーライル・グループ パートナー カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 鳩山玲人氏及び大塚博行氏は、社外取締役候補者であります。各候補者の選任理由は、次のとおりであります。
- ① 鳩山玲人氏につきましては、エンターテインメントビジネスの分野における海外事業の展開に関する豊富な経営経験を有していることを考慮し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - ② 大塚博行氏につきましては、国際的な大手プライベートエクイティファンドの幹部としての豊富な経営経験及び複数の事業会社において社外取締役を務めた経験を有していることを考慮し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③ 大塚博行氏が社外取締役として在任している株式会社ツバキ・ナカシマは、同氏の在任中である平成26年9月に、国内の精密鋼球事業に関し、独占禁止法違反を理由として公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該命令の対象行為について関与しておらず、また平成26年1月に立ち入り検査を受けるまで対象行為についても認識しておりませんでした。同氏は、社外取締役として日頃より同社の取締役会等においてコンプライアンス意識の徹底について注意喚起を行っていましたが、対象行為の発覚以降は、さらなるコンプライアンス体制の強化や再発防止策の徹底に向けた提言等を行うとともに、それらの進捗状況を監督しております。
3. 当社は、鳩山玲人氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合には引き続き独立役員となる予定です。また、大塚博行氏につきましても、同取引所に定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と取締役候補者との間の特別の利害関係について
- ① 当社は、守安功氏が代表取締役社長を務める株式会社エブリスタとの間にサービスの企画運営等に係る業務委託契約を締結しております。
 - ② その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は鳩山玲人氏と、定款第26条第2項に基づき、会社法第423条第1項の責任について、同氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。
- また、大塚博行氏が本総会において取締役に選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定です。
6. 取締役候補者守安功氏、南場智子氏、川崎修平氏の所有する当社株式の数はディー・エヌ・エー役員持株会における持分を含んでおります。

第4号議案 監査役3名選任の件

現任監査役のうち3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

これにより現任の近藤幸直氏を含め監査役は4名（うち3名は社外監査役）となります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位または重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
1	わた なべ たけ つね 渡 辺 武 経 (昭和13年11月21日生)	昭和37年4月 富士通信機製造株式会社（現 富士通株式会社）入社 平成6年6月 同社常務理事海外営業本部副本部長兼第一システム営業統括部長 平成8年12月 同社常務理事国際営業本部副本部長 平成10年6月 ニフティ株式会社代表取締役社長 平成16年6月 当社監査役 平成18年6月 当社常勤監査役（現任）	0株
2	い い だ まさる 飯 田 善 (昭和42年2月15日生)	平成元年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成5年5月 米国ペンシルバニア大学法科大学院修士課程（LL.M.）修了 平成8年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）金融商品開発部部長代理 平成13年4月 株式会社三井住友銀行市場営業統括部部長代理 平成20年3月 一橋大学法科大学院修了 平成21年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成22年1月 増田パートナーズ法律事務所入所 平成23年6月 当社監査役（現任） 平成23年7月 飯田経営法律事務所 代表弁護士（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士	0株
3	ふじ かわ ひさ あき 藤 川 久 昭 (昭和42年2月26日生)	平成8年4月 青山学院大学法学部専任講師 平成18年11月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成19年4月 青山学院大学法学部教授（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任） 平成25年12月 クラウンズ法律事務所 代表弁護士（現任） (重要な兼職の状況) 青山学院大学法学部教授 弁護士	0株

- (注) 1. 渡辺武経氏、飯田善氏及び藤川久昭氏は、社外監査役候補者であります。各候補者の選任理由は、次のとおりであります。
- ① 渡辺武経氏につきましては、インターネットを利用したサービスに関する豊富な経営経験を有していることを考慮して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任年数は、本総会終結の時をもって11年となります。
 - ② 飯田善氏につきましては、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、弁護士として培われた専門的な知識及び経験を有していることを考慮して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏の当社社外監査役就任年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - ③ 藤川久昭氏につきましては、雇用・労働分野における豊富な経験と深い学識を有しており、また、弁護士として培われた専門的な知識及び経験を有していることを考慮して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏の当社社外監査役就任年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
2. 当社は、渡辺武経氏、飯田善氏及び藤川久昭氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合には引き続き独立役員となる予定です。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は渡辺武経氏、飯田善氏及び藤川久昭氏と、定款第34条第2項に基づき、会社法第423条第1項の責任について、各氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において各氏が再任された場合には、本契約は継続となります。

以 上

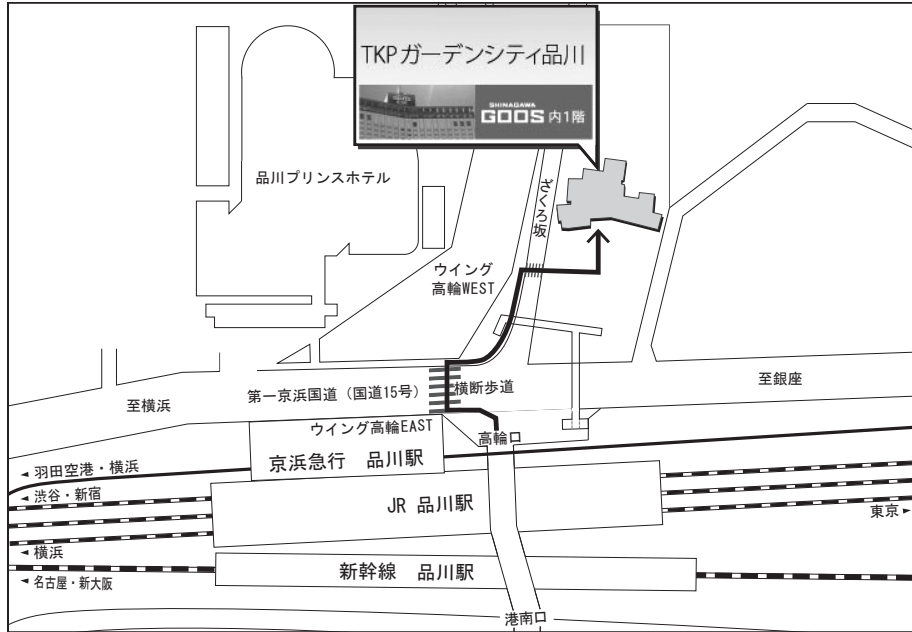
This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場のご案内

場 所／東京都港区高輪三丁目13番3号 SHINAGAWA GOOS 1階

TKPガーデンシティ品川 ボールルーム

TEL：03-5449-7300



交 通／JR各線・京浜急行線品川駅 高輪口より徒歩3分

高輪口を降り、右手前方にSHINAGAWA GOOSと見える建物の1階となります。
高輪口前横断歩道を渡り、ウイング高輪WESTにそってざくろ坂をお進みに
なり、右手に渡る横断歩道をお渡りください。

お願い／受付の混雑が想定されますので、お早めにご来場くださいますようお願い
申し上げます。なお、「ボールルーム」が満席の際には、第二会場をご案内
させていただきますのでご了承ください。